

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成25年（2013年）6月27日付けで行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成25年6月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「白バイによる速度取締要領が記載された文書（山口県警のもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「白バイによる速度取締要領が記載された文書（山口県警のもの）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成25年7月23日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

非開示部分が多く、本当に非開示に当たり得るのかの判断が請求人にはできかねるので、上級庁なり、審査会に判断の是非を委ねたい。

3 実施機関の理由説明に対する意見

意見書は提出されなかった。

第4 実施機関の説明要旨

1 速度取締りの意義について

交通取締りは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第1条に規定された「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」という同法の目的を実現するために行っているものであり、警察法（昭和29年法律第162号）第2条においても警察の責務として規定されている。

このうち速度取締りには、特定の場所に警察官がレーダー等の速度測定機器を設置して行う取締りや、白バイ・パトカーが違反車両を追尾して速度測定を行う取締りなどが

ある。

また、速度取締りについては、検挙主義に走ることなく、真に交通事故防止を推進することを目的としており、個々の取締りにおいては、取締りの公平性の観点から、危険性・迷惑性を考慮して実施している。

2 非開示とした部分及び非開示とした理由

(1) 「白バイによる速度違反取締りの基本方針」について

ア 取締り実施隊員、取締り路線、夜間取締り及び最高速度の厳守の各欄の記載内容の条例第11条第6号（行政運営情報）の該当性について

(ア) 取締りの実施隊員欄の記載内容

当該情報は、白バイの追尾による速度取締りの実施隊員に関する情報であり、これを開示することにより、取締り従事者の個々の手法等が推測され、その結果、対抗手段がとられるおそれがあるなど、将来行われる取締りに著しい支障を来たし、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 取締り路線欄の記載内容

当該情報は、追尾による速度取締りを行う路線に関する情報であり、これを開示することにより、将来行われる取締り路線が容易に推測され、その結果、開示された取締り路線を通行する場合にのみ交通法規を守り、それ以外の路線では取締りが行われる可能性も低いことから、交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高くなり、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くとともに、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 夜間取締り欄の記載内容

当該情報は、夜間の速度取締りの実施に関する情報であり、これを開示することにより、現状の取締り状況が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、その結果、違法な行為が可能となり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(エ) 最高速度の厳守欄の記載内容

当該情報は、速度取締りの際の最高速度に関する情報であり、これを開示することにより、現状の取締り手法が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、交通取締りを免れるなどの対抗措置が取られる可能性もあり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障が及ぶおそれがある。

さらに、このような白バイの追尾による交通取締りの基準等に関する情報を開示することにより、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、道路交通法の目的そのものを実現することができなくなり、道路交通行政の業務に多大な支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該情報は、条例第11条第6号に該当すると判断したものである。

イ 取締り路線、夜間取締り及び最高速度の厳守の各欄の記載内容の条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）の該当性について

(ア) 取締り路線欄の記載内容

当該情報を開示することにより、前記アの(イ)のとおり、将来行われる取締りの路線が容易に推測されることとなり、その結果、速度取締りが行われていない路線における交通法令違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがあることから、交通法令違反という犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 夜間取締り欄の記載内容

当該情報を開示することにより、前記アの(ウ)のとおり、現状の取締りの状況が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、その結果、速度違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがあることから、交通法令違反という犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 最高速度の厳守欄の記載内容

当該情報を開示することにより、前記アの(エ)のとおり、現状の取締りの手法が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、その結果、速度取締りを免れるなどの対抗措置がとられる可能性があり、交通法令違反という犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件非開示部分は、交通法令違反事件の捜査に関する情報であり、これらを開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当すると判断したものである。

(2) 「白バイによる速度違反取締り要領」部分について

ア 取締り場所、停止方法及び取調方法の各欄の記載内容、並びに追尾方法欄の各項目以外の記載内容の条例第11条第6号（行政運営情報）の該当性について

(ア) 取締り場所欄の記載内容

当該情報は、追尾による速度取締りを行う場所に関する情報であり、これを開示することにより、将来行われる取締りの場所が容易に推測され、開示された取締りを行う場所を通過する際にのみ交通規則を守り、それ以外の場所では取締りが行われる可能性も低いことから、交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高くなり、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くとともに、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難になり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 停止方法欄の記載内容

当該情報は、追尾による速度取締りによる違反車両の停止方法に関する情報であり、これを開示することにより、現状の取締り手法が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、その結果、検挙されないための違法な行為が可能となり、交通取締りを免れるなどの対抗措置がとられ、従事する勤務員が受傷する可能性もあり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 取調方法欄の記載内容

当該情報は、違反者の取調方法に関する情報であり、これを開示することにより、現状の取締り手法が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、その結果、検挙されないための違法な行為が可能となり、交通取締りを免れるなどの対抗措置がとられ、従事する勤務員が受傷する可能性があり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(エ) 追尾方法欄の各項目以外の記載内容

当該情報は、追尾による速度取締りにかかる追尾方法（追尾間隔・測定位置・測定距離・留意事項）に関する情報であり、これらを開示することにより、現状の取締り手法が把握され、将来行われる取締り手法が推測されることとなり、その結果、検挙されないための違法な行為が可能となり、交通取締りを免れるなどの対抗措置がとられ、従事する勤務員が受傷する可能性があり、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

さらに、このような白バイによる速度取締り要領に関する情報を開示したことにより、取締りを逃れようとする行為が増加することが十分に予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど道路交通法の目的そのものを実現することができなくなり、道路交通行政の業務に多大な支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該情報は、条例第11条第6号に該当すると判断したものである。

イ 取締場所、停止方法及び取調方法の各欄の記載内容、並びに追尾方法欄の各項目以外の記載内容の条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）の該当性について

(ア) 取締場所欄の記載内容

当該情報を開示することにより、前記(2)のアの(ア)のとおり、将来行われる取締りの場所が推測され、その結果、開示された取締り場所を通過する際にのみ交通法規を守り、それ以外の場所では取締りが行われる可能性も低いことから、交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高くなり、速度違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧等に著しい支障が及ぶおそれがある。

(イ) 停止方法欄の記載内容

当該情報を開示することにより、前記(2)のアの(イ)のとおり、現状の取締り手法が把握され、その結果、将来行われる取締り手法が推測され、速度取締りを免れるなどの対抗措置がとられ、従事する勤務員が受傷する可能性もあり、交通違反という犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 取調方法欄の記載内容

当該情報を開示することにより、前記(2)のアの(ウ)のとおり、現状の取締り手法が把握され、その結果、将来行われる取締り手法が推測され、速度取締りを免れるなどの対抗措置がとられ、交通違反という犯罪の予防、鎮圧、その他公共の

安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(エ) 追尾方法欄の各項目以外の記載内容

当該情報を開示することにより、現状の取締りの手法が把握され、将来行われる取締りの手法が推測されることにより、交通取締りを免れるなどの対抗措置が取られ、従事する勤務員が受傷する可能性もあり、交通違反という犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件非開示部分は、交通法令違反事件の捜査に関する情報であり、これらを開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当すると判断したものである。

3 意見

山口県警察においては、情報公開の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

しかしながら、本件請求は、条例第11条第4号及び第6号の非開示情報に該当する情報を含む公文書を対象としていることから、当該情報を非開示として部分開示とすべきものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、白バイによる速度違反車輛の取締りの実施に当たり必要な事項を定めた要領であり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第6号該当性について

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないこととしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

経費を著しく増大させ、又は実施時期を大幅に遅れさせる情報の具体例としては、用地買収計画案、物件補償価額及び土地売買価額に関する資料が考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量を

できるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件公文書の「白バイによる速度違反取締りの基本方針」において実施機関が非開示とした部分には、取締り実施隊員、取締り路線、夜間取締り及び最高速度の厳守に関する具体的な内容等の情報が記載されていることを確認した。

また、本件公文書の「白バイによる速度違反取締り要領」において実施機関が非開示とした部分には、取締り場所、追尾方法（追尾間隔、測定位置、測定距離及び留意事項）、停止方法及び取調方法に関する具体的な方法等の情報が記載されていることを確認した。

これらを開示すると、白バイによる速度違反取締りに関する手法等が明らかとなり、将来行われる取締り手法等が推測され、その結果、検挙されないための違法な行為を引き起こすことにもつながるなど、交通取締り業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められることから、条例第11条第6号に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成25年 8月 8日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年 8月20日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成25年 8月29日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 9月 2日	実施機関から提出された理由説明書の写しを審査請求人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年 4月28日	事案の審議を行った。
平成26年 6月 2日	事案の審議を行った。
平成26年 7月28日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成26年7月28日現在)